

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

スマート農業技術の導入による担い手確保・所得向上計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

熊本県八代市

3 地域再生計画の区域

熊本県八代市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

1 地域ごとの課題

①平野部

本市平坦部においては、農家戸数は減少傾向ではあるが、担い手への農地集積を進めることで、経営規模が拡大（※1）されたことから、多くの作物の作付面積は増加もしくは横ばいの状況である。しかしながら、市が令和元年度から「人・農地プランの実質化」にあたり実施しているアンケート調査によれば、後継者がいない経営体が大半を占める集落が多く、10年後～20年後には多くの農業者が後継者不在により離農し、農家戸数が一層減少することで、農地の遊休化が懸念されるため、新規担い手の確保及び既存担い手の規模拡大による農地の遊休化の未然防止が必要となっている。

※1 経営耕地面積3ha以上の販売農家数：2010年471戸13.1%→2015年496戸15.6%・農林業センサス

②中山間地域

本市中山間地域においては、水稻をはじめ、ショウガ、茶などが作付けされている。また、棚田百選に選ばれている集落などは、伝統的な風景・農業文化の保存に取り組んでいる。一方、平成12年度の制度創設当初から中山間地域等直接支払交付金を活用して、集落単位で農地の維持・保全を図っているものの、深刻な高齢化により、同交付金の取組みを断念する集落もあり、農地の遊休化、荒廃化が懸念されるため、平坦部と同様に、新規担い手の確保及び既存担い手の規模拡大による農地の遊休化の未然防止が必要となっている。さらに平坦部と比較して農業者の経営規模の小さな中山間地域では、担い手の確保を図るために、生業としての農業を営める所得の確保が必要となっている。

2 担い手の種類ごとの課題

① 女性を含む新規担い手の確保

農家戸数、農業従事者数が減少の一途を見せている中ではあるものの、農林水産関係各種施策の展開により、担い手農家の経営安定、規模拡大が図られ、専業農家数や担い手数の減少は最小限に食い止められている。また、本市が平成26年度より本市独自に設置した営農支援員による新規就農者へのフォローアップにより、新規就農者数は年間30人程度と県内でも比較的高い水準で推移している。さらに、将来の担い手不足を見据えて、集落で農地を守るための話し合い活動による集落営農法人の設立促進を図り、平成27年度以降6法人が設立された。

しかしながら、前述のとおり、後継者不足は今後一層深刻となり、担い手の減少が懸念されることから、新たな担い手の確保が課題となっている。

【八代市農業事業数】

専業農家数 平成17年度 1,615戸 → 平成27年度 1,556戸（2005, 2015農林業センサス）

担い手農家数 平成28年度 1,599経営体 → 令和2年度 1,653経営体（市調べ）

集落営農法人数 平成21年度 1法人 → 令和3年度 7法人（市調べ）

※担い手：認定農業者、認定新規就農者、集落営農経営、市基本構想到達者をいう

②既存担い手の経営安定

農林水産関係各種施策の展開により、担い手農家の経営安定、規模拡大が図られ、気候や価格変動等の影響により増減はあるものの、一人あたりの農業所得は安定して推移している。しかし、前述のとおり、農業就業人口に占める60歳以上の割合は約58%と高齢化が進行していることに加え、後継者がいない担い手が多く、既存の担い手も減少していくことが予想されることから、前述の新規担い手の確保に加え、既存担い手の規模拡大の促進による農地の遊休化の未然防止が必要となっている。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

○八代市は九州の中央部、熊本市の南約40Kmに位置し、市域は東西約50Km、南北約30Kmで、約680Km²の面積を有している。

東は九州山地の脊梁地帯を形成し宮崎県に境を接し、西は不知火海を隔てて天草諸島を望む。全面積の約70%が山間地、約30%が平野部からなっており、平野部は日本三急流の一つである球磨川及び氷川などから流下した土砂が堆積してできた扇状地と三角州を基部として沖積平野と、藩政から行われてきた干拓事業により形成されている。

平坦地域では、水稻、いぐさ、野菜、花きなどの多彩な作物が生産され、これらを組み合わせた複合経営や施設野菜(トマト、メロン、イチゴ)の専作経営が行われ、いぐさ、冬春トマトは、日本一の産地となっている。

近年は、ブロッコリーなどの作付面積が年々増加し、飼料用稲は、農作業受委託組織による組織的な生産により県下有数の作付面積となっている。また、中山間地域では、ショウガ、晩白柚、茶などの産地が形成されており、農業は本市の基幹産業である。

○他方、総農家数は令和2年が3,437戸であり、平成22年の4,815戸と比較し1,378戸減少している。平坦部における担い手はある程度確保されているものの、兼業農家を中心とした農業者の減少となっている。また、自営農業従事者のうち農業就業人口は、令和2年が5,810人で、平成22年の8,034人と比較し2,224人減少している。更に農業就業人口に占める60歳以上の割合は約58%と高齢化が進行しており、特に坂本町、東陽町、泉町の中山間地域ではその傾向が顕著になっている。

○本市では第2期総合戦略(八代市まち・ひと・しごと創生総合戦略)において、人口減少を抑制し、持続可能な地域社会を築くため、若者を中心に、多様な世代が生き生きと暮らし、働き、子育てできる“やっしる”を目指すため、全市民協働で積極的、戦略的に進めていくこととしており、「稼げる農林水産業」を基本戦略のひとつに掲げ、高品質な農林水産物の安定生産に向け、生産、流通・販売、消費にわたるフードチェーンのスマート化を支援し、本市の特性を活かした生産体制の確立や低コスト化に取り組み、稼げる農林水産業を実現するとともに、担い手の確保を推進することとしている。

○本プロジェクトはスマート農業技術の導入により、農作業の効率化・省力化を図るとともに、品質の均一化等による所得の向上を図り、高齢農業者の離農の減少、若者・女性の就農促進、既存担い手の規模拡大を促進し、持続的な農業体制を確立することで、本市総合戦略に掲げる地方創生の実現を目指すものである。

【数値目標】

KPI①	本事業による新規就農者数						単位	人
KPI②	本市における新規就農者数						単位	人
KPI③	本事業によりスマート農業を体験・実践した農家及び就農に興味がある者の件数						単位	件
KPI④	-						単位	-
	事業開始前 (現時点)	2022年度 増加分 (1年目)	2023年度 増加分 (2年目)	2024年度 増加分 (3年目)	2025年度 増加分 (4年目)	2026年度 増加分 (5年目)	KPI増加分 の累計	
KPI①	0.00	1.00	1.00	1.00	-	-	3.00	
KPI②	32.00	30.00	30.00	35.00	-	-	95.00	
KPI③	0.00	30.00	30.00	50.00	-	-	110.00	
KPI④	-	-	-	-	-	-	0.00	

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進タイプ（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

スマート農業技術の導入を軸とした担い手不足の解消と農業所得の向上

③ 事業の内容

○本プロジェクトは、本市農業が抱える課題をスマート農業技術の導入により解決を図るものである。

本市農業の課題解決のために、今後必要となるスマート農業技術について、担い手の種類、作物、地域など各分野ごとに抽出する。その調査結果を踏まえ、実際にデジタル機材を導入しながらスマート農業を実証し、この実証結果を踏まえて、市内の希望する農家への横展開を図るものである。本プロジェクトの実施により、農作業の効率化を図ることはもちろんのこと、農業従事者の所得向上を図るとことで、新規担い手の確保にもつなげていくものである。

1 調査研究、実証事業の実施

①関係機関や、農業者、非農業者などの市民を構成員としてコンソーシアムを設立し、リビングラボを開催し、本市農業が抱える課題及びその解決方法を地理的条件や、農業者の条件など各分野ごとに市民目線抽出し、共有する。さらに、抽出された解決方法について、スマート農業技術の活用による解決を図るため、機械メーカー等と連携して議論を行う。

②リビングラボにより得られた、本市農業の課題解決に必要とされるスマート農業技術について、農業者等、関係機関、機械メーカー等と連携して、展示圃の設置による実証実験を実施し、効果を検証する。十分な効果が得られない場合は、技術の改良、別技術の検討等により、さらに実証を行う。

※課題は、リビングラボにより抽出するが、労力の軽減、農産物の品質向上、所得向上の効果を検証することを想定している。

③実証実験の結果を踏まえて、実証結果の横展開を図る。具体的には、展示圃を設置した農業者又は地区をモデルとして、視察や研修を実施する。

以上の事業により、農業者の現場のニーズに即した実証及び横展開を図ることが可能となり、省力化、品質の安定、所得の向上等、担い手が減少する原因を解消することで、担い手の確保が達成され、本市農業の課題解決が図られる。

事業主体

八代市スマート農業推進協議会（仮称）

市、県をはじめとする関係機関と農業者が農業における課題及びデジタル技術・スマート農業技術を用いた解決方法を共有するために設立するコンソーシアムを実施主体とする。農業者等を含めることで、農業者の視点から、担い手確保・育成、稼げる魅力ある農業構築に向けた課題・解決方法を共有することが可能となる。

2 その他のスマート農業技術導入・担い手確保に関する推進事業

上記1の事業によるもののほか、自らスマート農業技術を学び、導入を検討する農業者団体に対して、先進事例の調査、研修、講演会等の開催に伴う経費の一部を補助することで、すでに確立している技術の横展開の加速化を図る。

また、主に高校生、女性等、就農に興味がある者（※）を対象に講座を開催し、農業経営への不安感を軽減し、職業としての農業を選択してもらい、新規就農を促進する。

これらの事業の実施により、スマート農業技術の横展開を加速化させるとともに、新規就農を希望する者の増加を図り、1の事業を補完し、より多くに担い手を確保する。

また、本事業は3年間の継続実施とし、1の事業の横展開を概ね達成することで、その後は規模を縮小し、市の一般財源と、農業者等の負担金で対応することとする。

※就農に興味がある者（以下、同じ）：

主に学生を想定している。現時点で就農を希望しているまたは就農を予定しているものではないが、職業として、農業も選択肢に含めている者を広く指す。

現在、本市では、就農希望者に対して国や市独自の事業で支援を行い、確実な就農定着を図っているものの、担い手の減少が続くことが予想されることから、まだ就農を予定していない者に対して、農業の魅力を伝えることで、職業として農業を選択してもらうことが必要であると考えられる。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

行政及び農業者等の関係者で構成する協議会を設立し、地域農業の課題や生産現場・市場のニーズを的確に把握しながら実証に取り組み、スマート農業技術の導入を推進し、地域農業の課題解決を図る。

交付金事業期間後の運営経費は市の一般財源を基本とするが、さらなる横展開については、農業者の自己負担を求めるとともに、研究機関等との連携による事業を実施する。

【官民協働】

該当なし。

【地域間連携】

・本市は「八代市・氷川町・芦北町定住自立圏共生ビジョン」を策定し、圏域の、県南フードバレー構想や八代港の利用促進、農林水産業、商工業などの地域産業の振興を図ることとしており、情報共有及び一部研修への交流参加等を可能とすることにより、圏域への事業効果の波及を図る。

また、熊本県と連携した事業を実施することで、本市と県内各市町村ともにより高い事業効果を発揮する。

【政策・施策間連携】

本事業を通じて、若者の農業における魅力が増し、職業として選択されることで、若者や女性の定着・回帰や、地域コミュニティの維持・活性化が図られる。

【デジタル社会の形成への寄与】

取組①

農業者等、現場のニーズ検討によって実証されるGPS等を活用した自動操舵システム、気温や降水データやセンサー等を活用した圃場管理システムなどのスマート農業技術の導入推進により、農作業の省力化、農作物の品質向上及び所得の向上が図られる。

理由①

スマート農業技術の実装により、省力化による担い手不足の解消、安定した所得の確保及び向上、デジタル技術の活用による安定生産の実現による新規就農者の確保など、本市農業が抱える課題の解決が可能となる。

取組②

該当なし。

理由②

該当なし。

取組③

該当なし。

理由③

該当なし。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4-2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証時期】

毎年度 5 月

【検証方法】

「八代市・まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置付けた施策とあわせ毎年検証し、施策の進捗状況やKPIの達成状況を、産官学金労言のメンバーで構成する「やつしろ・まち・ひと・しごと対策推進会議」で報告・検証する。

【外部組織の参画者】

「やつしろ・まち・ひと・しごと対策推進会議」

構成員：八代市、八代市市政協力員協議会、市内経済団体、市内農業団体、市内水産業団体、市内林業団体、市内交通業事業者、市内製造業者、DMOやつしろ、熊本県南広域本部、市内高等教育機関、教育・防災関係者、地域金融機関、地域労働団体、市内報道機関、市内保育団体

【検証結果の公表の方法】

検証後、速やかに八代市ホームページ等にて検証結果を公表

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 49,441 千円

⑧ 事業実施期間

2022年4月1日 から 2025 年 3 月 31 日 まで

⑨ その他必要な事項

特になし。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

(2) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

(3) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2025 年 3 月 31 日 まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、5-2の⑥の【検証時期】に7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。